

白岡市住宅用防犯カメラ 設置費補助金のご案内



※注意

防犯カメラを設置する前に、設置前の状況がわかる写真を撮影して
おいてください！

補助金申請の際に必要となります！

白 岡 市

(令和8年10月30日版)

1 はじめに

本案内は「白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金」の申請にあたっての申請方法・注意事項について記載しております。内容をよくご確認の上、申請してください。

2 事業の概要・目的

市では、市民の防犯対策を推進し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図るため、予算の範囲内において、市内の住宅等に防犯カメラを設置する市民に対して補助金を交付します。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、申請者自らが居住する住宅等へ設置するための防犯カメラの購入及び設置に要する費用です（消費税及び地方消費税を含む。）。

※独立した店舗（事務所）は対象外です。

※防犯カメラで撮影した画像の保存用記録媒体も対象とします。

4 補助対象期間（令和8年9月1日～同年12月25日）

市内に住所を有する申請者（世帯主）が、期間中に防犯カメラを自己の所有物として購入し、自己の居住する住宅等（併用住宅を含む）に設置した場合、その費用が補助対象となります。

なお、住宅侵入等の犯罪を未然に防止することを目的に設置されたものが補助対象となるため、室内設置のカメラ（ペット用カメラ、見守りカメラ等）及びドアホンは対象外です。

※申請受付期間はP. 3「7 申請の受付期間」を参照

5 補助対象者

補助金の交付の対象となる方は、以下の条件の全てを満たすかたとなります。

- (1) 申請日現在において市内に住所を有する世帯主であること。
- (2) 本人が住宅等の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (3) 本人及び当該住宅等に居住する者がこの補助金の交付を受けていないこと。（1世帯当たり1回限り）
- (4) 補助金の交付を申請する日において、市税等（市が賦課した市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がないこと。
- (5) 本人及び当該住宅等に居住する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員でないこと。

6 補助金額

補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額と3万円を比較していずれか少ない方の額の金額が補助額となります（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て）。

【注意】

次の場合は、商品代金から商品券やクーポン・ポイント利用分を差し引いた、実支出額が補助対象経費となります。

- (1) 「しらおか地元応援プレミアム付商品券」と本補助金は、どちらも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業であるため、防犯カメラの購入・設置費のうち、同商品券を充てた分は補助対象経費には含みません。
- (2) 防犯カメラ購入時に使用したクーポンやポイントは補助対象経費には含みません。

【計算例1】

○100,000円（税込）で防犯カメラを購入・設置した場合

実支出額 $100,000円 \times 2/3 > 補助上限額 30,000円$

→補助上限額は30,000円のため、補助額は30,000円

【計算例2】

○40,000円（税込）の防犯カメラと5,000円（税込）のSDカードを購入・設置した場合

実支出額 $45,000円 \times 2/3 = 補助上限額 30,000円$

→補助上限額と実支出額の2/3が同額のため、補助額は30,000円

【計算例3】

○11,000円（税込）の防犯カメラを2台と13,000円（税込）の撮影画像確認用モニターを購入・設置した場合

実支出額 $35,000円 \times 2/3 < 補助上限額 30,000円$

$35,000円 \times 2/3 = 23,333円$

→補助上限額が実支出額の2/3より低いため、補助額は実支出額の2/3の23,000円（千円未満切り捨て）

7 申請の受付期間（令和8年9月14日～同年12月25日）

申請の受付は、令和8年9月14日（月）の午前9時から同年12月25日（金）の午後4時30分までとします。

令和8年9月1日以降に防犯カメラの購入・設置が完了してから、受付期間中に申請書を提出してください。

8 申請方法

申請書兼請求書等の提出書類をご準備のうえ、次の方法で提出してください。

- (1) 申請窓口への提出 市役所仮設本庁舎に開設する申請窓口へ直接提出してください。
 - (2) 郵送での提出 簡易書留を利用するなど、書類が確実に届くようにしてください。
- ※受付期間内必着**

【注意】

- ・申請を行う前に、7頁以降の「参考（提出書類について）」をご確認のうえ、次の添付書類をご用意ください。
- ・記載内容の誤りや不足書類などの不備がある場合には、不備が解消されるまで受付ができません。
- ・提出書類の返却は行いません。補助対象とならなかった場合でも同様です。

[提出書類]

(1) 申請書兼請求書（様式第1号）

申請書兼請求書の用紙は、次の場所に用意しています。

- ・市公式ホームページ（ダウンロード）
- ・市役所仮設本庁舎（安心安全課・申請窓口）

(2) 防犯カメラ購入又は設置工事に係る領収書（又はレシート）等の写し

「3 補助対象経費」の対象となるものの領収書（又はレシート）で、次に示す内容が記載されたものをご用意ください。

- ・購入日（令和8年9月1日～同年12月25日のもの）
- ・購入機種名（型番）
- ・購入価格（内訳のわかるもの）
- ・購入店舗等の名称

※レシートなどは、不足箇所がないよう全体を提出してください。複数ページにわたっても問題ありません。また、文字が読めるかご確認のうえご提出ください。

※インターネットで購入した場合は、領収書が表示されている画面（スクリーンショット等）の写しでも可能です。

(3) 防犯カメラの概要が分かるカタログ（取扱説明書）等の写し

(4) 実施写真

設置・取付けしたことがわかる写真（設置前は「引き」、設置後は「寄り」と「引き」）

※録画装置、その他関連機器がある場合は、その利用状況が確認できる写真の提出を求める場合があります。

※参照 P. 7「参考（提出書類について）」

9 交付決定の方法

(1) 受付の順番

ご提出いただいた順番に申請書類を審査し、納税状況等の要件確認ができた方から受付順に交付を決定します。

なお、郵送分については、到着した日の窓口受付分の「後」に受け付けしたものとして扱います。（窓口受付分→郵送分）

(2) 予算上限到達時

予算には限りがあるため、申請を受けた申請額の合計が予算上限に達した場合、以降の申請受付を終了し、その日の受付分については抽選で交付決定者を決定します。

10 交付・不交付決定

申請書類の審査し要件の確認ができた方の申請を受け付けし、1月程度でとりまとめのうえ、補助金の交付（不交付）決定通知書（様式第2号）を郵送します。

その後、申請書に記入いただいた金融機関の口座宛に補助金振込の手続きを行います。

11 補助を受けた防犯カメラについて

本補助金を受けた防犯カメラについては、次の項目について適切な管理をお願いします。

- (1) 防犯カメラで撮影した画像等や情報を、犯罪抑止の目的以外で使用しないこと。
- (2) 他者のプライバシーを侵害することのないよう、画像等を適切に管理すること。
- (3) 法令に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で警察、検察等から要請があった場合は、画像等を提供すること。
- (4) 市による防犯カメラの設置状況の調査等に協力すること。

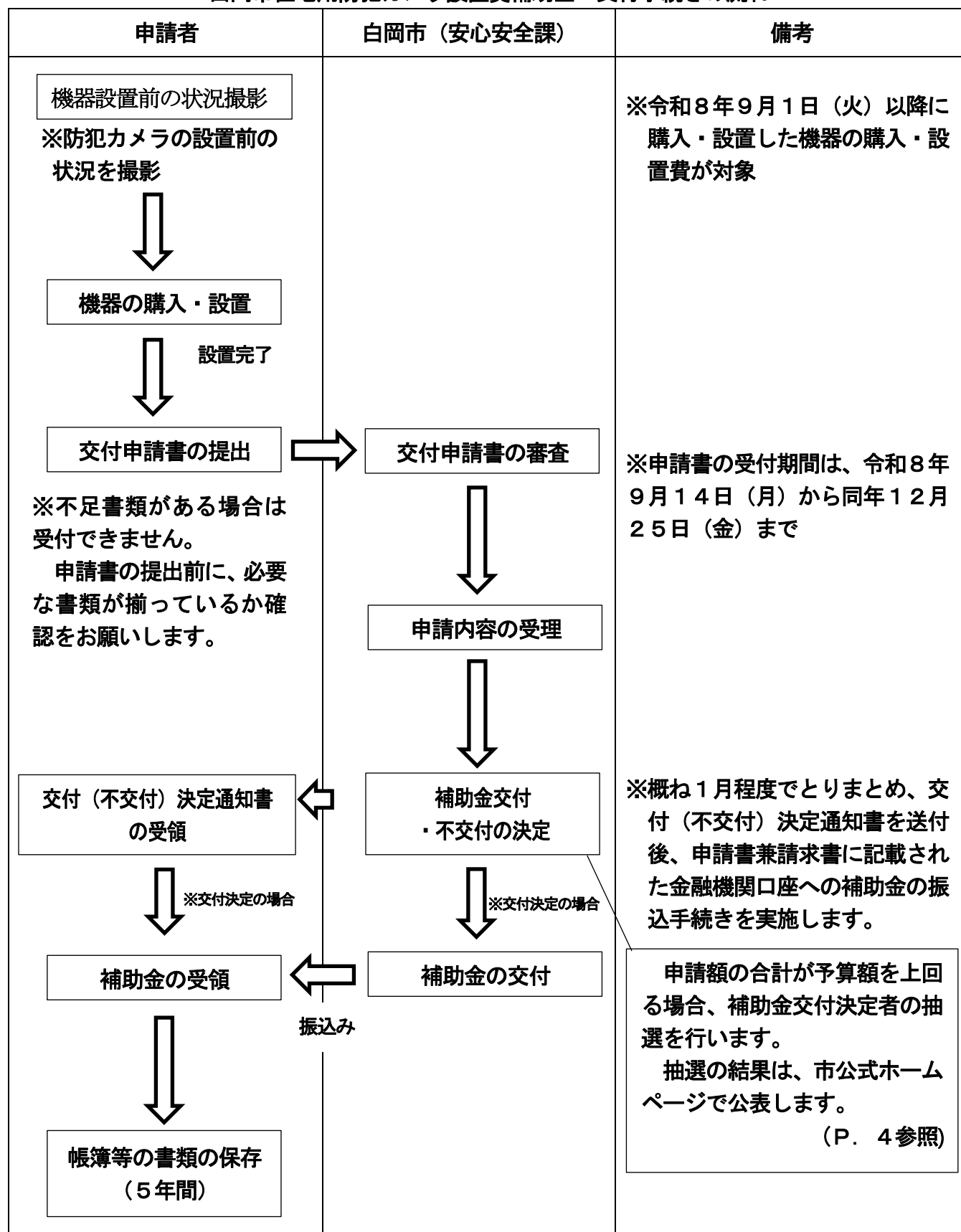
12 書類の保存

この補助金の申請において受領した書類等は、5年間大切に保存してください。

【担 当】

白岡市総務部安心安全課 防犯・交通安全担当
〒349-0292
白岡市千駄野 432
TEL0480-31-8990(直通)
E-mail : anshinzen@city.shiraoka.lg.jp

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金 交付手続きの流れ



参考（提出書類について）

(1) 申請書兼請求書（様式第1号）

注意：必要事項を記入してください。

様式第1号（第7条関係）

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

白岡市住宅用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

1. 交付申請（請求）額等		
補助対象経費額	円	
交付申請（請求）額	円（1,000円未満切り捨て） （上限3万円）	
設置場所（住宅等所在地）	白岡市	
建物の所有区分	☐ 持家 ☐ 借家	
防犯カメラの概要 （メーカー・機種名等）		
設置年月日	年	月 日
2. 添付書類		
☐ 防犯カメラ購入又は設置工事に係る領収書（又はレシート）等の写し （購入日、機種名、購入価格及び購入店舗等の名称が記載されたもの） ☐ 防犯カメラの概要が分かるカタログ等 ☐ 実施写真：設置・取付けたことがわかる写真（設置前、設置後）		
3. 振込先口座（申請者の名義であるもの）		
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店
預金種別	普通・当座	店番号
口座番号 （フリガナ）	※ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号を記入してください。	
口座名義		

※裏面も必ず記入してください。

4. 誓約・同意・確認事項

誓約・同意事項

私は、本補助金の申請に当たり、以下の事項について誓約・同意します。

- 市税等の滞納はありません。
- この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳及び市税の納付状況等について、公簿等により確認することに同意します。
- 暴力団員ではありません。補助金の審査のために必要があると市長が認める場合は、警察に照会することに同意します。
- 補助対象事業について、苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときは、自己の責任において解決します。
- 撮影した画像データ及び撮影した画像データから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外で使用しません。また、他者のプライバシーを侵害することのないよう適切に管理します。
- 撮影した画像データは、法令に定めがある場合又は犯罪捜査の目的で警察、検察等から要請があった場合は、これを提供します。
- 市から、防犯カメラの設置状況の調査等への協力を求められたときは、これに応じます。

確認事項

私は、設置する防犯カメラについて以下のとおり確認しました。

- 防犯カメラの撮影範囲は、設置する住宅等の敷地内です。また、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前に説明を行い、同意を得ています。
- 防犯カメラの設置場所は、次のいずれかに該当します。
 - ・【持家の場合】
自身又は世帯員が所有する住宅等の敷地内です。
 - ・【借家の場合】
防犯カメラを設置することについて、所有者に同意を得ています。

上記の各事項の内容を確認し、相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

氏名（自署）

注意：様式1には裏面もありますので、必ず内容を確認のうえ、日付・氏名を記入してください。

(2) 防犯カメラ購入又は設置工事に係る領収書（レシート）等の写し

以下の必要事項がはっきりと分かるものを提出してください。

①購入日、②購入製品名、型番、③購入額（複数の場合内訳のわかるもの）、④購入店舗名

<領収書の例>

領収書	
ご注文番号 123-456-7890 発行日 2026年9月14日	
¥11,000- （左記は消費税等¥1,000が含まれております）	
但し 防犯カメラ（型番▲▲▲-▲▲）代として	
2026年9月14日 上記正に受領しました。	
〇〇ホームセンター〇〇店 Tel 0480-XX-XXXX	

<レシートの例>

〇〇ホームセンター

レシート

④ 〇〇ホームセンター〇〇店
Tel 0480-XX-XXXX
担当：△△

①
2026年9月13日 12:00
レシート No.:123-456-7890
担当：□□

② 防犯カメラ
(型番▲▲-▲▲)

③ ¥10,000-

小計 1点
(消費税等)

¥10,000-
③ ¥1,000-

合計 ¥11,000-
お預り ¥20,000-
お釣り ¥9,000-

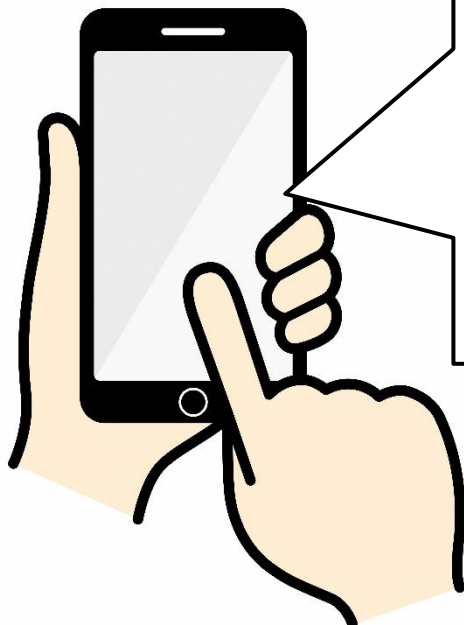
(ポイント情報)
今回購入ポイント 110P

【注意】

申請書には、対象製品の購入額及び消費税等の合計額を記入してください。

購入したものが複数ある場合は、補助対象製品の分のみを補助対象経費として申請してください。

<スクリーンショットの例>



〇〇通販④

注文番号XXXXX-XXXXXの領収書

① 発行日：2026年9月7日
御注文日：2026年9月1日

〇〇〇〇様

注文商品
1点 ② 防犯カメラ (型番▲▲-▲▲)

③ 価格
¥11,000

お届け先住所：
埼玉県久喜市△△△△△
〇〇〇〇様

支払い情報

支払方法：
××クレジットカード

商品の小計：	¥11,000
配送料・手数料：	¥0
注文合計：	¥11,000
ご請求額：	¥11,000

請求先住所：
埼玉県久喜市△△△△△

※インターネットで購入した場合は、領収書が表示されている画面（スクリーンショット等）の写しでも申請書類として利用できます。

(3)

●カタログ

●取扱説明書 等

※詳細な仕様と型番の分かるページにて防犯カメラであることを確認します。

※録画装置、モニター、その他関連機器がある場合は、そのカタログ等もご用意ください。



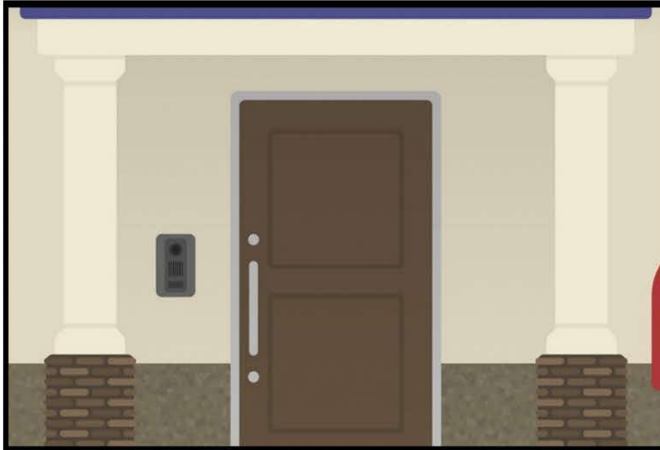
(4) 実施写真

防犯カメラを設置・取付したことがわかる写真を提出してください。

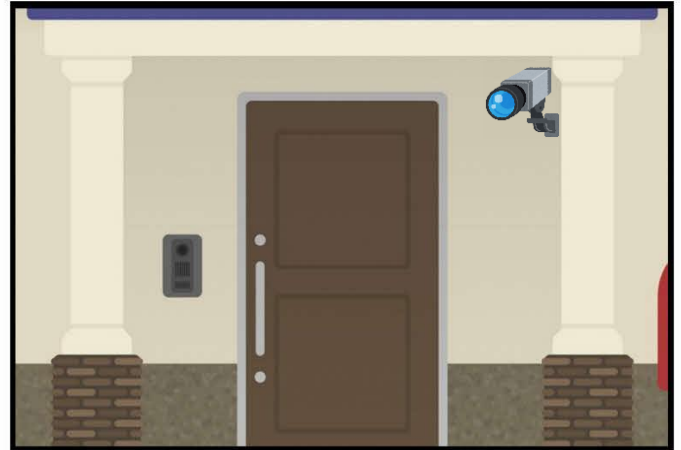
※周りの状況もわかる写真を撮影し、設置前、設置後それぞれの写真を提出してください。

※録画装置、モニター、その他関連機器がある場合は、その利用状況が確認できる写真の提出を求める場合があります。

設置前

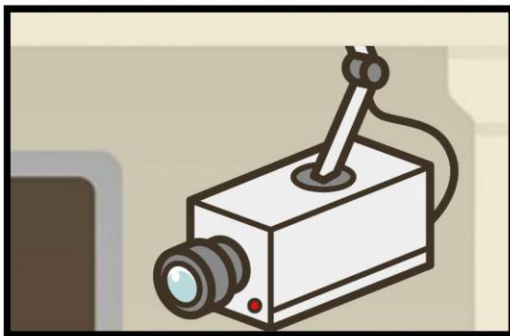


設置後



※防犯カメラは、設置前は1種類、設置後の写真は寄り引きの2種類、合計3枚の写真を提出してください。

防犯カメラは寄り、引きの**2種類**の写真を提出してください



防犯カメラ（寄り）

撮影範囲の50%程度がカメラ本体となるように、撮影してください



防犯カメラ（引き）

撮影範囲の10%程度がカメラ本体となるように、撮影してください

※以上の書類のほか、審査過程で確認が必要となった場合は追加の書類を求める場合があります。